

建産第327号の2
令和8年3月25日

一般社団法人奈良県建設業協会会長 殿

奈良県県土マネジメント部
建設産業課長

建設工事請負契約書等の改正について

平素は、本県土木行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このことについて、下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

記

1 改正概要

令和8年4月1日から奈良県において契約保証、前払金保証（中間前払金保証を含む。）及び履行保証に係る保証証券等について保証証書等の電子化（電子保証）による提出が可能となることに伴い、保証証券等の電磁的方法による提出を認める旨を規定します。また、その他社会情勢に応じた改正を行います。

2 適用関係

令和8年4月1日以降に契約を行う建設工事又は建設工事関連業務から適用

3 改正後の契約書について

改正後の各種契約書は当課のウェブページに掲載します。

【掲載箇所】

奈良県トップページ > 組織から探す > 建設産業課 > 入札契約制度について
> 建設工事請負契約書等について

URL <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/27102.html>

奈良県県土マネジメント部建設産業課
公共工事契約管理係
担当：門前（もんまえ）、坂田
電話：0742-27-7425